

プラットフォームサービスに関する研究会（第7回）

1 日時 平成31年3月22日（金）10:00～11:30

2 場所 総務省地下2階講堂

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、新保座長代理、生貝構成員、大谷構成員、木村構成員、手塚構成員、寺田構成員、松村構成員、宮内構成員、森構成員、山口構成員

（2）総務省

竹内サイバーセキュリティ統括官、秋本電気通信事業部長、泉国際戦略審議官、竹村総合通信基盤局総務課長、山碕事業政策課長、山路データ通信課長、中溝消費者行政第二課長、赤阪サイバーセキュリティ統括官付参事官、大内事業政策課調査官、岡本消費者行政第二課企画官

（4）オブザーバー

三原個人情報保護委員会参事官

4 議事

（1）意見募集の結果等

（2）意見交換

（3）その他

【宍戸座長】 本日は、皆様お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、「プラットフォームサービスに関する研究会」第7回会合を開催させていただきます。

冒頭、カメラ撮りがございますので、少々お待ちください。

【岡本消費者行政第二課企画官】 会議冒頭、カメラ撮りの報道関係者が退室いたしますので、しばらくお待ちください。

(マスコミ退室)

【宍戸座長】 それでは、議事に入ります。

前回会合におきまして、本研究会の「中間報告書(案)」を取りまとめ、2月16日から3月8日までの間、意見募集を実施いたしました。お手元にごございますように、各方面から大変詳細なパブコメをいただいたところでございます。

これにつきまして、事務局において、提出された意見に対する本研究会としての考え方の案を作成いただきましたので、意見募集の結果等とあわせてご説明をいただき、その後、構成員間での意見交換を行わせていただきたいと思います。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

【岡本消費者行政第二課企画官】 資料に基づき、「中間報告書(案)に対する意見募集結果」及び「中間報告書(案)」についてご説明申し上げます。

まず、資料1に基づいてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

本意見募集は、先般の第6回研究会の3日後となりますけれども、2月16日から3月8日までの3週間行ったものとなります。結果はご覧のとおりとなっております。

3ページにお進みください。

こちら以降、資料2の中間報告書(案)の内容の順に提出された意見を記載しているものとなります。これ以降のご説明は、ご意見が重複しないよう、ピックアップをしながらとさせていただきますと思います。

4ページの意見1-3からよろしく願いいたします。

ご意見といたしまして、「その利用者情報の活用のメカニズムがわかりづらいとの声もあり(中には「ブラックボックス化している」との声も聞かれる)」という表現は、ここ

だけでは定量性がなく印象論になってしまっているのを、「第2章第2節5.」を参照するように指示したほうがよいとのご意見でございます。

考え方といたしまして、ご意見を踏まえ、「第2章第2節5.を参照」として脚注を付しますとしておりまして、その旨、資料2の5ページをご覧ください。脚注部分でございますけれども、そちらを追記させていただいております。

資料1にお戻りいただきまして、7ページ、意見1－6にお進みください。

利用者情報の取扱いの論点は、個人情報保護法の枠組及び個人情報保護委員会による取組により解決すべき問題であり、殊更に電気通信事業法を改正する必要性はないとのご意見でございます。

考え方といたしまして、第2章第2節2.（2）に示したとおり、「プラットフォーム事業者の提供するサービスを見ると、ヒトやモノの間のコミュニケーションを可能とする機能を提供するものが多くあり（電気通信事業法に根拠を持つ、従来からの電気通信役務と整理できるサービスの場合や、電気通信事業として整理ができないものの、外形的には電気通信役務に類似したサービス又はそれらの混合形態の場合などがあり、複雑な態様となっていることが多い）、こうした電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能を一体的に提供する形態のサービス・ビジネスは今後とも拡大・普及が進んでいく」ことから、専ら個人情報保護法の枠組等により解決すべき問題とのご指摘は当たらないと考えます。

また、プラットフォームサービスに関する利用者情報の適切な取扱いの確保は電気通信事業法の規律対象に含まれると考えますとしております。

8ページ、意見1－8にお進みください。

フェイクニュースも表現の自由の保護や知る権利による保障の対象となる以上、単にEUにおける立法の必要性を論じるだけでは規制根拠として不十分であり、我が国の立法事実の有無を慎重に検証すべき。また、EUや英国で検討されているフェイクニュース規制は自主規制が基調という点にも留意すべきとのご意見でございます。

考え方といたしまして、フェイクニュースへの対応は表現の自由や知る権利に関わる課題であり、また、EU等のフェイクニュース対策は自主規制を基調としているのはご指摘のとおりと考えます。

この点、第5章2.（2）に示したとおり、憲法における表現の自由に配慮し、民間部門における自主的な取組を基本として、ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事

業者とファクトチェック機関との連携等の自浄メカニズム等について、プラットフォーム事業者の役割の在り方にも留意して検討を深めることが適当と考えますとしております。

14ページ、意見2-6にお進みください。

憲法21条2項後段の趣旨として、プライバシー保護とは別に、「通信制度の保障による通信の自由の確保」を独立的に扱うことは、伝統的解釈よりもその趣旨を拡張する立場に立つもののように思われるが、その理解でよいか、そうであれば伝統的解釈よりも拡張する必要性及びその理由を説明すべきとのご意見でございます。

考え方といたしまして、第2章第1節1.は情報通信行政を担う総務省に設置されている研究会としての立場から、通信の秘密の保護の趣旨・考え方を比較法的視点も含め整理したものですとしております。

23ページ、意見2-18にお進みください。

利用者獲得を巡る市場競争の結果として、既に事業者がそのサービスの透明性を高める措置等の自主的な取組を行っていること等も考慮した上で、利用者情報の活用メカニズムが利用者・事業者双方にとって有用なものとなるためには、事業者に対する一方的な規制、これは事業者に対して営業秘密の開示につながる過度の負担を伴う情報開示を義務づける、そういうものですが、それだけでなく利用者側のリテラシーの向上も欠かせないことに留意すべきとのご意見でございます。

考え方といたしまして、本検討は、事業者に営業秘密の開示に繋がる等の過度の負担を伴う情報開示を義務付ける等の規制を課そうとするものではなく、当該ご指摘は当たらないと考えます。

なお、第3章第2節3.(2)に示したとおり、「各プラットフォーム事業者は、自らが提供するサービスができるだけ多くの利用者に受け入れられるよう、サービスの魅力を高めようとするが、サービスによっては、また、事業者によっては、サービスの魅力を高める一環として自ら利用者情報の適切な取扱いを図ろうとするという面もある」と考えます。

また、同節で示したとおり、「利用者情報の取得・活用によるイノベーションの促進と、利用者情報の適切な取扱いを確保するための枠組みとのバランスをいかに確保するかという基本的な方向性を踏まえつつ、新たなサービス・ビジネスの創出を巡る市場動向、さらには規律のグローバルスタンダード化の観点を勘案し、諸外国のプライバシー保護に係る制度の動向も参考にしながら、今後引き続き検討していくことが適当」と考えますとして

おります。

続きまして、27ページ、意見2-22をご覧ください。

プラットフォームサービス内で生じた重大な権利侵害、これは著作権侵害ですが、これについて、責任を負うべき個人や組織を特定し連絡するための協力を求めても、プラットフォーム事業者は対象者のプライバシーや個人情報の保護を理由に十分な協力をしてこなかったが、権利者が自らの権利保護のため、権利侵害に関与している個人等の情報を取得することをプラットフォーム事業者が妨げないようにするべきとのご意見です。

考え方といたしまして、本研究会は、「電気通信分野における競争ルール等の包括的検証」の一環として、プラットフォームサービスにおける利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等について検討するものであり、ご指摘の事項は、直接の検討の対象外ですとしております。

続きまして、29ページ、意見2-23にお進みください。

GDPRでは公的機関にも規律が及ぶこと、十分性認定に際してのEDPBの意見書において日本の公的機関によるアクセスの適正性等に懸念が示されていることにも、本研究会で言及すべきとのご意見です。

考え方といたしまして、ご指摘の趣旨を本中間報告書（案）に記載させていただきますとしておりまして、その旨、本体の資料2の19ページをご覧ください。網かけをつけておるところでございますが、一番下のパラグラフで、なお、日EU間の個人データ越境移転について、欧州委員会は、GDPR第45条に基づく我が国の十分性認定を決定したとしまして、その脚注で、警察の捜査等公的機関によるアクセスについて、日本政府は欧州委員会に対し、EUから日本の民間事業者へ移転される個人データを、日本の行政機関が収集・使用する場合における、当該個人データの取扱いに係る日本の法制度を説明する文書を発出しており、その中で通信の秘密について言及していると追記をしております。

30ページ、意見2-25にお進みください。

e プライバシー規則（案）については、非常に強い批判があり、現時点でも発効していないところ、発効していない規則を安易にモデルにすることは国際的なハーモナイゼーション等が害される可能性もあるため、避けるべきであるとのご意見です。

第3章第2節4.（2）に示したとおり、「電気通信事業法における通信の秘密の保護規定の法目的や趣旨は維持しつつ、これら諸外国の動向を引き続きフォローし、電気通信分野における通信の秘密及びプライバシーの保護に係る規律についての国際的な調和（ハ

ーモナイゼーション)を図っていくことが適当」と考えますとしております。

33ページ、意見3-2にお進みください。

本中間報告書(案)の基本的視点に賛成。また、事業者の自主的な取組の後押しをするような検討が重要とのご意見です。

考え方といたしまして、本中間報告書(案)の賛同のご意見として承ります。

なお、ご指摘の「事業者の自主的な取組みの後押し」については、第3章第2節3.に示したとおり、重要な視点と考えており、今後、検討を深めてまいりますとしております。

34ページ、意見3-4にお進みください。

域外適用について慎重に検討すべきとのご意見でございます。

考え方といたしまして、第6章に示した、「国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用等のための法整備等に向けた整理」について、今後、政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきますとしております。

38ページ、意見3-5にお進みください。

本中間報告書(案)における利用者情報のグローバルな流通の進展に対応するための規律の適用の在り方に関する方向性に賛成とのご意見です。

考え方は、本中間報告書(案)の賛同のご意見として承りますとしております。

少し飛びまして52ページ、意見3-13にお進みください。

行動ターゲティング等に対する規制は慎重に検討すべきとのご意見です。

考え方といたしまして、第3章第2節2.に示したとおり、利用者が安心して通信サービスを利用できるようにするためには、行動ターゲティングをはじめ、新たなサービス等における利用者情報の適切な取扱いを確保することが必要であることから、今後、その技術的特性や利用実態の把握を行い、ガイドラインの適用関係等の明確化を図ることが適当と考えますとしております。

54ページ、意見3-16にお進みください。

通信の秘密の保護範囲等については、「同意疲れ」やM2M通信に対する過剰規制を避ける観点から検討すべきとのご意見です。

考え方といたしまして、第3章第2節2.に示した「同意疲れ」やM2M通信への通信の秘密に係る規律の適用の在り方に関する課題、後者はM2M通信の中には利用者のプライバシーに直接的にかかわらないものがあり得るということでございますが、これを踏ま

えつつ、引き続き、政策対応を検討することが適当と考えますとしております。

55 ページ、意見 3-17 にお進みください。

プラットフォーム事業者に対するドミナント規制の適用に反対。ドミナント性に着目した規制は、国家が特許企業としての市場における独占的地位や様々な特権を与えるとのご意見です。

考え方といたしまして、電気通信事業法におけるいわゆるドミナント規制は、市場支配力を有する電気通信事業者による市場支配力の濫用を未然に防止し、公正競争等を促進するための規律であり、「いわゆる電気通信サービスのドミナント性に着目した規制は、電気通信サービスの公共インフラとしての性格に基づき、当該サービス提供者に国家が特許企業としての市場における独占的地位や様々な特権を与える反面、その事業に対して一定の規制を及ぼすものである」とのご指摘は当たらないと考えますとしております。

61 ページ、意見 3-31 にお進みください。

OTT サービス事業者に対し規律を適用することに反対のご意見です。

考え方といたしまして、第 3 章第 2 節 1. (2) に示したとおり、「提供主体が国内か国外かに関わらず等しく利用者情報及び通信の秘密・プライバシーの保護に係る規律を適用することにより、我が国の利用者の利用者情報の適切な取扱いが確保されるようにすることが適当」と考えます。第 6 章に示したとおり、今後「国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用、及び、その履行確保に係る共同規制的なアプローチを含めた適切な方策の実現のための法整備等に向けた整理」を行うこととしており、いただいたご意見については同検討に当たっての参考とさせていただきますとしております。

65 ページ、意見 3-36 にお進みください。

設備に着目した現行のドミナント規制の枠組みは維持し、OTT 事業者に対する規制は最小限にとどめるべきのご意見です。

考え方といたしまして、ご指摘の箇所については、電気通信事業法における現行のドミナント規制の対象である固定・移動通信市場の外部にありながら、電気通信に密接に関連する事業を営む者が今後登場し、ネットワーク市場全体に対して、レイヤを超えて強い影響力等を有する可能性があることを想定し、記載しています。

本件については、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会」において主に検討されているところですが、プラットフォームサービスに関する

課題を取り扱う本研究会にも関連する事項として記載したところとしております。

71 ページ、意見 3-44 にお進みください。

域内代理人指定制度のような規制は国際協定への適合性の観点から慎重に検討すべきとのご意見でございます。

考え方といたしまして、第 6 章に示した、今後、政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきますとしております。

73 ページ、意見 3-46 にお進みください。

仮に、GDPR における Data Protection Officer の設置義務と同様の規定を設けるのであれば、国外事業者の参入を防げ、結果として日本の消費者が不利益を受ける可能性が高いとのご意見です。

考え方といたしまして、第 6 章に示した、今後、政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきますとしております。

74 ページ、意見 3-48 にお進みください。

我が国の法律の執行を確実に担保するための方策を講じるとともに、関係者に自主的な取組みを促すなど「政策対応上の基本的方向性」に賛成する。国際的な執行協力や域内に代理人を設置する方法もプラットフォーム事業者のビジネスの実態等を踏まえ、検討を行うべきであるとのご意見です。

考え方といたしまして、第 6 章に示したとおり、今後「国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用、及び、その履行確保に係る共同規制的なアプローチを含めた適切な方策の実現のための法整備等に向けた整理」を行うこととしており、ご指摘の点は政策対応上解決すべき課題を洗い出す上での参考とさせていただきますとしております。

次に、トラストサービスにつきまして、80 ページ、意見 4-1 にお進みください。

利用者認証やデータの正確性等に係る法的な保証の枠組み等を検討すべきとのご意見です。

考え方といたしまして、いただいたご意見を参考に、データの正確性等の保証を含めたトラストサービスの法制度化等に向けた検討を進めてまいりますとしております。

82 ページ、意見 4-7 にお進みください。

法制度整備に際して、諸外国の法制度を参考にするとともに、利用者や事業者に対する

過度のコスト負担や利便性の喪失に繋がらないように配慮すべきとのご意見です。

考え方といたしまして、いただいたご意見を参考に、中間報告書（案）に記載のとおり、国際的な相互運用性の観点や、利用者や事業者のコスト負担や利便性の観点に鑑み、トラストサービスの法制度化等に向けた検討を進めてまいりますとしております。

次に、フェイクニュースにつきましてで、86ページ、意見5-3にお進みください。

フェイクニュースの規制目的を効果的かつ持続可能な形で実現するための方法として、①プラットフォームサービスの利用者に対してファクトチェック等を可能とする技術的ツールの提供と、②メディアリテラシー教育の普及、さらに③質の高い報道を奨励すること等も含め、幅広い見地から検討がなされるべきとのご意見です。

考え方といたしまして、プラットフォームサービスの利用者へのファクトチェック等を可能とする技術的ツールの提供やメディアリテラシーの向上等を含め幅広い見地から検討の必要性はご指摘のとおりと考えます。

この点、本章2.(2)においても示しているとおり、「民間部門における自主的な取組を基本として、正しい情報が伝えられ、適切かつ信頼し得るインターネット利用環境となるよう、ユーザリテラシー向上及びその支援方策、また、ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事業者とファクトチェック機関との連携などの自浄メカニズム等について検討することが適当」と考えますとしております。

次に、今後の検討の進め方についての箇所、95ページ、意見6-6にお進みください。

プラットフォーム事業者が経済的インパクトを急速に拡大しつつある点を踏まえ、発生が予期される問題点について、消費者利益保護の観点から政策的セーフガードの検討を進めることには大いに賛成。ただし、今後の議論においては、議論の透明性・公平性を十分に確保することは勿論のこと、政策介入や規制の内容のみならず、その発動トリガーについても具体的に議論を進めていただき、民間セクターの予見可能性を高めるよう要望とのご意見です。

考え方といたしまして、本中間報告書（案）の賛同のご意見として承ります。

また、政策対応上の予見可能性の必要性はご指摘のとおりであり、第3章第2節2.(1)に記載しておりますが、「ガイドラインの適用や該当条文が明確になっていないために、利用者情報のサービス・ビジネスへの活用が十分に図られないケースなどもあり得ることから、法律やガイドラインの適用関係の明確化が論点」としており、今後の検討を

進める上で配慮することが適当と考えますとしております。

103ページ、意見7-9でございます。最後のページでございます。

こちらは修正意見でございます。

考え方といたしまして、ご指摘の修正意見を踏まえ、それぞれ修正させていただきますとしております。

資料2の縦の資料をご確認いただければと思いますが、順にページ数を申し上げますと、資料2の3ページでございます。目次の部分でございますが、片仮名の「ヒト」表記。4ページで、人工知能を「AI」と略記するところ。5ページで、「分かりづらい」の表記と、片仮名の「ヒト」表記。飛びまして8ページで、通信の秘密の根拠の詳細。15ページで、「分かり」というところの表記と、「イギリス」、「ドイツ」との表記合わせです。16ページで、こちらは上と下に表がございますが、備考欄に「N」というのが何かを書いておりまして、「Nは各国における回答者数」と追記をしております。飛びまして34、36、38、各ページで、片仮名の「ヒト」表記となります。

以上、資料1についてのご説明でございます。

なお、最後に付言させていただきます。西村あさひ法律事務所様からの提出意見につきまして、昨日、同事務所から意見の差し替えを求める連絡がございました。

具体的には、同事務所の提出意見におきまして、「西村高等法務研究所（データをめぐる競争と産業の法政策研究会報告書）」を引用している5カ所について、引用が適切なものではなかったとのことから、これを削除する修正をしたいとのごことでございます。本日、ただいまご説明申し上げましたご意見の要旨ですとか、研究会としての考え方の案に変わりがあることとなるものではございませんが、これにつきまして、同事務所からの再提出意見の取扱いにつきましては、後ほど、座長とご相談させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

いただいたパブリックコメント、それに対する研究会の考え方の案をご説明いただきましたが、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【森構成員】 お願いします。

【宍戸座長】 では、森構成員、お願いします。

【森構成員】 ご説明ありがとうございました。予想どおりといたしますか、大変多くの

ご意見をいただいて、関心が高いということが明らかになったかと思います。私は、報告書の案については、今入れていただいているご修正に賛成ですけれども、ちょっと補足的なことを申し上げたいと思います。

資料1、ご意見の1-6をご覧ください。7ページです。利用者情報の取扱いですけれども、これはご意見のほうですが、個人情報保護法でやるべきで、電気通信事業法を改正する必要はないと、電気通信事業法の話ではないというご意見です。ちょっとご意見自体の趣旨は違うのですけれども、3-36もご覧いただきたいと思っております、私にとっては同じようなご意見ですが、65ページです。設備に着目した現行のドミナント規制の枠組みは維持し、OTT事業者に対する規制は最小限にとどめるべきという65ページのご意見ですけれども、この2つのご意見は、なるほど、ごもっともなところもあるわけですが、私はやはりどちらも電気通信事業法をどう考えるかということに関係する問題ではないかと思っております、この検討会で、それから競争ルール等の包括的検証のほうでしばしば出る話ですけれども、やはり電気通信事業法が電気通信サービスのユーザーの保護を正面から考える、これはもしかしたら設備から機能へというところと関係するかもしれませんが、その利用者の保護ということを電気通信事業法が一義的に考えなければいけないというふうに、さまざまな指摘があったわけですが、それがおそらくはこの検討会のコンセンサスになっているだろうと思っておりますけれども、そういったことからしますと、やはりご意見1-6の個人情報保護法の話であるということも、やはり通信の文脈において利用者情報がどのように保護されるか、利用者端末に格納された情報をどうするかということを電気通信事業法で取り扱っていく必要があるのだろうと思っておりますし、また、3-36のドミナント規制が中心であるべきであるというお話についても、これは利用者側のインパクトを中心に考えるべきであって、その場合に、やはりドミナントかどうかということではなくて、利用者に対してどのような影響を持っているかということではないかと思っております。

ですので、3-36の考え方のところも、もしかしたら少しそういうことを書いていただく、競争のことだけではなくて、その利用者保護という観点が検討会で強調されているので、その趣旨からも最小限の規制ということには必ずしもならないということを書いていただいてもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見、いかがでしょうか。

大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。私も森構成員と同様に、たくさんのご意見が寄せられまして、しかも、その1つ1つが格調が高いもので、今後の検討に役立つ論点を幾つも示していただいているということで、非常に感銘を受けているところです。

それに対する考え方として整理していただいたこと、ほとんど中間報告書の中に込められている内容だと思いますので、この整理の仕方については賛同しているところですが、幾つか共感を持っているご意見についてご紹介したいと思っております。

全部で4つほどなのですが、今、森構成員からもご紹介のあった7ページの1-6という意見についてですけれども、やはり個人情報の側面だけ捉えたとしても、やはりもともと個人情報保護法が制定された当時は、この通信分野については特別法の必要性まで言及されたとおり、通信特有の課題については、一般法の規律だけでは困難な側面もあろうかと思っておりますので、電気通信事業法の改正といったことも当然視野に出てくるものですし、通信の秘密特有の問題ということは、やはり憲法に支えられている表現の自由を支える一方の足でもあることから、この意見には共鳴するものの、やはり電気通信事業法による手当てが必要だという考え方のほうに賛同しているものです。

それと関係するところですが、64ページだと思いますけれども、特にご紹介はいただいていたのですが、3-35というご意見で、通信の秘密に関係する一元的なガイドラインがあったほうがいいのではないかというご意見をいただいているところです。現在はサービス類型ごとにそれぞれ個人情報の取扱いですとか、通信の秘密に関するガイドラインがばらばらにつくられているところですが、やはりこの検討が一段落した段階で、通信の秘密ということについて、一定の一元的なガイドラインを整備していく必要があるのではないかと考えているところです。

その理由といたしましては、最近のプラットフォーム事業者をはじめとするさまざまな通信に類似するサービスの類型もどんどん多様化しておりまして、想定していない新たなサービスを含めて、個別のサービスにどのようなガイドラインが適用されるのかというのは必ずしも明らかではない側面があるかと思っております。その意味で、今後の検討の課題として1つこれも受けとめておく必要があるのではないかと思います。

また、その関係ですけれども、通信の秘密の取扱いについて、12ページのところで、BSAの方からの意見だと思いますが、2-3というご意見で、常々さまざまところで

話題になっているんですけれども、サイバー攻撃に関する情報を関係者で迅速に共有することを可能にする仕組みが必要だというコメントがなされております。やはり通信のメタデータと通信内容の取扱いについては、今後、差をつけていくことが想定されておりますけれども、現在のサービスの中でも情報の共有、例えば攻撃に対するマルウェアについての情報交換などが、どこまでが正当業務などで違法性が阻却とされるのか、少し丁寧に明らかにしていく必要があるとだろうと考えておまして、これも今後の課題についてご指摘をいただいたものと認識しております。

そして最後ですけれども、86ページのところで、フェイクニュースについての論点を挙げていただいております。5-3というところで、これは既に報告書にも取り上げられていますし、生貝委員からもご指摘のあったところですが、悪貨は良貨を駆逐するという意味で、良質な報道を奨励するということが、非常に賛同していることなんですけれども、やはり特に放送分野を含めて良質な報道を奨励するとともに、その放送内容についての過度な干渉にならないことというバランスをとっていくことも必要だと思っております、そのために有効な方法をこれから探っていく必要があろうかと考えております。

若干、感想めいておりますが、意見募集の結果について、以上のとおりコメントさせていただきます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。意見募集について、事務局からのご説明とはまた別に、新たに大谷構成員の角度から光を当てていただいて、今回のパブコメの深さをよくご説明いただいたかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、生貝構成員、お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。私からも、今の宍戸委員や森委員のご意見とも重なるところから、3点ほど申し上げさせていただきたいと思えます。

まず1つは、7ページの1-6でございます。既に言及されたとおりでございますけれども、やはり個人情報保護法だけの問題かというのと、僕もそのとおりだとは思っておらず、事務局の考え方のおりなのだというふうに考えているところです。

例えば、まさに現在議論されているeプライバシー規則案におきましても、当初は、そのエンフォースメントをいわゆる向こうのデータプロテクションオーソリティーに寄せるという案で提案されたというふうに思うのですが、直近のルーマニア・プレジデンシーの改正の欧州閣僚理事会の中では、やはりこれは加盟国から非常に強い要望というのか、必要

がございまして、結局のところ、各国の情報通信当局にエンフォースメントは置くという形で、おそらく収束に向かっているところだと理解しておりますし、あるいは、非常に類似した枠組みを持つところの韓国の情報通信模倣でございましたでしょうか、あれはまさしく韓国情報通信委員会が所管するものでございますし、原則として、やはりこういった個人情報取扱い、利用者情報取扱いにかかわる情報通信の規律の在り方は、その専門性や特殊性に鑑みて、こういった形での対応がされていることが多いのではないかとこのように考えます。

さらに敷衍いたしますと、やはり利用者情報、パーソナルデータの扱いというのは、情報社会のこれからの非常に基盤的な問題でございます。ですので、私が特に追いかけているヨーロッパの範囲だけでも、消費者保護のオーソリティーが非常にそれに力を入れたり、あるいは、ドイツ等をはじめとして、競争当局もこの利用者情報の保護という分野に非常に力を入れているのはご承知のとおりでございます。

そのような点を鑑みて、まさにこの基本的な問題をさまざまな法や制度の観点から総合的にどのような施策の在り方をつくっていくのかといったようなことを常に視野に入れながら考えていく価値が非常に高い論点だと考えているところでございます。

そして、第2点目に関しまして、こちらは30ページの2-25でございます。今まさに言及いたしましたeプライバシー規則のことに関しまして、これは全くご指摘のとおりでございます、いまだeプライバシー規則は成立はしておりませんし、議会選挙後に少し後ろに遅れるものだというふうにも認識しております。

なのですけれども、1つは、eプライバシー規則は現行のeプライバシー指令を基本的に土台にしているわけであって、例えばOTTをどのように扱うかですとか、さまざまな議論はあるところ、国内法でも既にさまざまな措置がなされているところ、本質的な変更は大きくございませぬところですし、また、何よりもeプライバシー規則はGDPRの特別法としての位置づけを有するところ、GDPRと我が国は、相互の十分性の決定を行ったものであるところ、まさしくこの立法のヨーロッパで進められている、あるいは世界各国で進められている状況を、まさに議論の過程として見ながら並行して議論を進めていく価値が非常に高いところだというふうにも感じているところでございます。

さらに敷衍しますと、この中でも別のところで、アメリカ等の状況をよく確認すべきだということもコメントとしてあったところでございます。このことにつきましては、アメリカも今非常に、データ保護というところについて、プラットフォームというところに

関して制度が大きく動いているところがございます。それは連邦法でも包括法をつくるかといったようなところも含めて議論されていることと同時に、例えば、向こうは州法が主眼でございますから、カリフォルニア州だけでも70以上の、あるいは数え方によって100以上のプライバシー保護法が存在しており、その少なくない部分というのは、まさにオンラインに焦点を当てたものであるといったような、我々から見ると、どうしても連邦法に焦点がいきがちなのですけれども、そういったところも含めて、実はアメリカもかなり複雑で充実したことをやっているということのフォローは、これは確かに必要であろうというふうに私も理解するところがございます。

少し長くなりまして恐縮ですが、3つ目に、少し全体的なところに関してでございます。

今回、パブリックコメントという形で非常に充実したたくさんのご意見を賜りまして、それを報告書に反映されるかどうかということとはともあれ、このパブリックコメント自体が非常に価値のある資産だというふうに認識しているところがございます。

なのですけれども、1つだけ少し個人的に残念だなと感じずにおられませんでしたのは、この中でやはりしばしば言及される場所のグローバルなプラットフォーム事業者さんからの意見は出されていなかったものだというふうに認識しているところがございます。

もちろん非常にグローバルな組織体というところ、さまざまこういった公共政策の議論については難しさがあることも重々承知しているところではございますけれども、やはり法形成のこれからのグローバルな文脈の中での議論、そして分けても自主規制や共同規制のソフトロー・アプローチといったようなものを実現していく上では、やはりオープンな、誰が何をこのような認識のもとで、専門性のもとで意見を出しているといったようなことが広く議論されていくことが極めて重要でございますので、そういったことを可能にしていくための制度設計とはいかなるものであるのか、もしかすると、その方法として、例えば代理人の設置ですとか、そういったようなことが有益に働くかもしれないという観点からも検討を続ける必要があるのだろうと考える次第です。

最後に、もう1つだけ敷衍させていただきますと、特に自主規制や共同規制のソフトロー・アプローチは、これまで官がつくっていたルールというものを、少なからず民の側につくっていただくということを意味することでもございます。そのようなときには、やはり民の側にルールをつくるだけの素養を兼ね備えた人材がどの程度存在するかというのが決定的に重要になるところでございます。このことを私もこの分野に長くかかわらせていただく中で、やはり日本におけるその不足を非常に痛感するところであり、私自身も大変

力は少ないところがございますけれども、大学のゼミ等において、そういった人材を送り出すための教育を、非常に道は遠いところでありまして、頑張っているところがございます。まさしく私自身は、このこと自体がこの問題を論じる上で避けて通れない政策課題そのものだというふうに認識しておりますので、報告書に含めることを求めるものではございませんけれども、中長期的な課題として、2030年に向けた課題として、ぜひご認識いただければというふうに存じます。

長くなりましたが、以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

さらに、ご質問、ご意見、いかがでしょうか。

では、宮内構成員お願いいたします。

【宮内構成員】 宮内でございます。トラストサービスのワーキンググループのほうにも参加しているんですけれども、今回のこのパブコメに関して、トラストサービスに関するところを少しコメントさせていただきたいと思います。

80ページをご覧くださいなんですけれども、意見4-1として、ここにこういったサービスを使っていくためには、利用者認証やデータの正確性等について法的な保証が欲しいと、こういうようなご意見がございます。これは全銀協さんですけれども、こういった点がしっかり保証されないと安心して使えないというのは重要なポイントだというふうに思っておりますので、これは今後のワーキンググループでの検討にもぜひ活用させていただきたいと思っております。

次の81ページは、包括的で、しかも国際的に運用可能な法規制の整備を欲しいという意見が非常に強く出ていることを、これも認識して今後のワーキンググループの活動に役立てたいと思っております。これは非常に重要なポイントだと思っております。

それから、あと少し細かいことになるかもしれませんが、83ページは、上のほうがちょっと切れていますけれども、4-7の意見のところ、これはタイムスタンプをやっつけよう、大事なところ、こちらから過度のコスト負担や利便性の創出につながらないように気をつけてほしいという、非常に実務に近いところから、実際にトラストサービスを使っていくために必要なポイントとしてのご意見だと思いますので、これも非常に重要な指摘だと思っております。

また、少しおもしろいと思ったのが、その次の意見4-8のところ、日本データ通信協会さんから、1カ所で認定機関をやっているのではなくて、方々でやるようにしなけれ

ばいけない、これ、実際には今、このデータ通信協会さんがこの認定をやっている、そういう立場からも複数必要だという、これも非常に実務に、地に足のついたご意見だと思いますので、こういうところも非常に重要なご指摘として、今後、検討に活用させていただきたいと思っています。

私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

では、続いて、手塚構成員からお願いいたします。

【手塚構成員】 今、宮内構成員のほうからお話があったんですが、私もトラストサービスの関係のところでご意見をさせていただきたいと思います。

まず最初に、このプラットフォームサービスに関する研究会から、ここを親会としてトラストサービスのワーキンググループを立ち上げていただきまして、まず、その点については本当に心から感謝申し上げます。どうもありがとうございます。関係の皆さんのご努力のおかげだと思っております。

内容を見たところ、この分野についてどういう反応があるのかなと思っていたわけですが、大きくまとめますと、やはり利用者認証やデータの正確性、完全性、ここは技術的にはもう多分皆さん、絶対に必要だというふうに思われていると思うんですが、これを制度化するという点でどういうふうに考えるのかというところが一番のポイントに、我が国としてこれをどういうふうにまとめていくかというところがポイントかなと思っておりますので、そういう視点でワーキンググループのほうも検討すべきことかなというふうに思っております。それがS o c i e t y 5.0という、今、日本を挙げて進めている、この考え方の基盤になるというふうに思っておりますので、その点でぜひそのワーキンググループでしっかりと制度面からも検討していく必要があるなということを改めて強く感じた次第です。

続いて、あともう1つ、国際連携ということも書いていただいています、これにつきましても、もともとは冒頭のほうでもありましたが、EUの動き、これが一種のGDPRと同じように日本に対してe I D A S規則ということで波がある程度来ている。これに対して日本としてどういうふうにこれを受けとめるのか、対抗していくのか、こういう点でもワーキンググループのところでしっかりと検討して、我が国の制度を見ていく必要があるということ改めて強く感じた次第でございます。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

では、松村構成員、お願いします。

【松村構成員】 まず、事業法に関してです。事業法がどうあるべきかに関しては、この問題でもとても重要だけれども、この問題に限らない話。今のままの事業法の体系でいいのか、今の発想でいいのかという点は、これ自体、とても重要な問題。今まで発想を断固として維持すべきというのは、意見としては承るけれども、時代に合わせて当然変わっていくべきものでもある。ここも重要な問題ではあるけれども、総合的な観点から見直しが進むべき。この問題にも適用できるようにするのは重要な選択肢の1つだと思いますので、そのような形で検討が進んでいただければと思います。

次に、いつも同じことを言って申しわけないのですがけれども、総務省の会議に出ることはあまりないものですから、流儀がよくわからなくて、今回のコメントもとまどった。弁護士、あるいは弁護士事務所からいっぱい意見が出てきているのは、私はどう受けとったらいかががよくわからなかった。つまり、法律のプロとして、利害関係はないのだけれども懸念されることを指摘してくださっているのか。あるいは、クライアントがいて、そのクライアントの意見をクライアントの名前を出さずに代理して言ってくださっているのか。どちらだとしても問題があるとは思いません。そういう形で意見が出てくるのはいいのですがけれども、読む私たち、これを読む国民はどう受けとればいいのか。利害関係者の発言と捉えればいいのか、中立的な法律のプロの発言と捉えればいいのかを判断しかねている。

その意見の中で、例えば古物営業法の話が出てきて、自主規制でやるということになったじゃないかという点に関しても、少し考えていただきたい。懸念を持たれていた代表的な事業者が、例えば弁護士事務所の陰に隠れて匿名で意見を言うのではなく、ちゃんと議論の場に出てきて、具体的に自主規制に関して、自分たちはこんなに頑張っちゃんと自主的にやります、こんなことも考えていますということを懇切丁寧に説明してくれて、それで完全に納得したということではないのかもしれないけれども、ある程度納得して自主規制に任せてみようという結果になった。こういうプロセスを経ているわけです。こういう格好で、もし仮にこれが事業者の名前で意見が出てきていたとすると、自主規制でやるべき、きつい規制は課すべきではないという意見が堂々と出てきて、自分たちはこういう自主規制を考えている、だからこれで十分ではないかとかということが出てれば、自主

規制に任せても大丈夫と多くの国民が納得することがあるのかもしれないけれども、そういう格好で、消費者にもちゃんとわかる形で代表的な事業者のコミットメントを伺わせるものが出てこない状況で、本当に自主規制に任せて大丈夫なのだろうかと仮に不安に思う国民、消費者がいたとしても、それはもっともな懸念だと思います。

いずれにせよ、一般論として、きつい規制を課して、それによって利便性を損なう、その産業の発展を損なうことがないように、自主規制でできるものは自主規制でやる、より緩い規制で実効性が上がるものはそちらに任せるのはとても重要な視点なので、今後、具体的に設計するときには、本当に自主規制でできないのか、もっと緩い規制でできるのかということは考えていく必要があると思います。一方で、その緩い規制でも大丈夫、自主規制でも大丈夫だと伺わせる、事業者の意思表示が明確な形で出てこない、その後押しにはならない、安心して自主規制に任せられないことも認識する必要があります。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、次に、寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 非常にたくさんのご意見がありまして、1つ1つ検討するだけでも大変だと思うんですが、私からは、ピンポイントで行動ターゲティングの部分についてお話をさせていただきたいと思います。

個々のご意見の中にも各所で行動ターゲティングに関するご意見があるんですが、少し気になっているのが、行動ターゲティングというものだけに注目し過ぎているのではないかと。本質的には、これ、利用者の端末情報、広告IDであったりとか、その他いろいろな情報がありますが、C o o k i eだけでやっているわけではなくて、こういった端末情報を含めてという話になりますので、このあたり、矮小化されてしまうことがないように広めにとって見ていただきたいなというところがあります。

本質的に、おそらくこれは結果的にプロファイリングのところに行き着くところが必ずあると思っています。プロファイリングという話になってしまいますと、個人情報だよねという話になってしまうのかと思うんですが、必ずしもそうではないと。実際に端末情報を使っている場合には、特定の個人を識別せずにやっている場合も非常に多いということもあって、その場合はおそらく個人情報ではなく、プライバシーというもう少し大きいくりの中で考える必要があるのだろうと。そういったことになってくると、やはりこういったところでの議論を複数でいろいろなところで検討した上でということが必要になるの

ではないかというふうに感じています。

これに関してさらに考えていくと、例えば、EUにおいては、eプライバシー規則も含めてですが、もはや個人データという大前提のもとに考えられるようになってきている。これに対して米国とかは、説明がきっちりできていけばいいのではないかというような考え方、アカウントビリティの話になってくるんですが、こちらのほうを中心に考えている。国際連携的に考えた場合、じゃあ、我々は一体どれに合わせて考えていくのかということになるかと思うんですが、結果的に、これ、アカウントビリティ、いわゆる透明性も含めてアカウントビリティであったりとか、コントロール、オプトアウトですぐ言われてしまいますけれども、どう関与していくのか、コントロールできるようにするのかということと、最近急激に出てきたのが、いわゆるCode of Practice、EUの場合は、この6月までにCode of Practiceに対する評価を行って、きっちり事業者ができないのであれば法規制を考えるよといった、ちょっと脅しのようなものが入っていて、その脅しの仕方が良いか悪いかは置いておいて、やはり事業者だけではない考え方のほうで、必要な条件はこういったものといったものを出し始めている。こういった部分に関して、事業者サイドでは、透明性と同意に基づくフレームワークといったような、関係者できっちりとフレームワークをつくっていきましょうというような流れも出てきています。こういった流れは、利用者情報とか、Cookie、行動ターゲティングに関して言えば、仕組みそのものが世界中どこでも同じですので、こういった考え方をもう少し日本でも考えていけるように、そういった後押しができるようなものが必要なのではないかというふうに感じています。

その一方で、では、日本では全く何もなかったのかといえば、そういうわけでもなく、私も作成に関与した関係があるんですが、総務省の中でスマートフォンプライバシーイニシアティブというのがつくられました。これは実はこういった端末情報とかに関しても、個人情報と同等の考え方で扱えといったような、そういったものが含まれています。これはまだガイドラインとかそういったレベルではないものなんですけど、これをリファインしてガイドラインの中に入れていくようなことも考え方としてはあるのかと。これまで特にアプリケーションをつくってきた人たちは、こういったものをしっかり守ってきている部分があって、実効性がないものではないので、そういった部分も検討の中で触れていただければいいかなというふうに思っています。

最後に、先ほどお話がありました、事業者サイドからの意見があまりないよね、自主規制、本当にできるのという部分でいきますと、実は私、ここ以外にモバイル系の団体も

やっておりますので、正直言いますと、戸惑っているということがあります。なぜ戸惑っているかという、今回、このプラットフォームのお話が、コンテンツプロバイダでやったりとか、サービスプロバイダでやったりとか、あるいはそういったメディアをやっているような企業とかというのに関係があるのかないかよくわからない。なので、なかなかこういった意見に対しても言いづらい。現在、言えることは、細かい中小企業であったりとか、そういったコンテンツのところまで規制がおりてくるのは、ちょっと怖いなど。そういったレベルでの考え方にしかまだなっていないというところがあります。それと同時に、コンテンツプロバイダであったりとか、事業者のサイドでいくと、伝統的な電気通信事業者はいいのですが、そうでないところは、やはり狭い範囲の中での物の考え方をしえてきて、インターネットであるとか、こういった通信事業の上でのという概念はあまり持たずにやってきているところがあります。こういった事業者に対して、実際にはもう1つのインフラの上で大きな多面性市場という形でやり始めているのだから、それに対してどう考えるべきかということをしかりと支援していくということも必要になるのだろうなと思っています。おそらくこのまま進んでいくと、最後の最後の段階になって、あれ、関係があると言って、どたばたとしてしまうというようなおそれがあるので、こういった事業者をしかり巻き込んで支援していくということも必要ではないかというふうに感じています。

私からは以上になります。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

では、木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 たくさんの意見があって、本当に関心が高いということがよくわかりました。

私からは2点です。まず1点は、同意についてですが、意見を伺っていると、いろいろあるのですけれども、例えば、意見3-16の55ページの上のほうに同意のことが少しあるのですけれども、やはり事業者さんから意見をいただいたことで見ると、細か過ぎる同意がユーザーにとって有害とか、そういう書き方がありますが、確かにそういう面もあるのですけれども、わかりにくい同意がやはり問題であって、今後、同意の在り方については、わかりやすさ、利用者の理解しやすさということをきちんと議論していく必要があるのではないかと思います。

あともう1点は、少し感想めいているのですけれども、今回、国内、国外であろうと、日本で通信サービスを行う事業者への対応をきちんとやっていただきたいということは本当に重要だと思っておりますし、現在はいわゆるGAF Aがプラットフォーム事業者としては捉えられていますけれども、これが数年後、全く違う国ですとかシステムになっているかもしれないということを考えると、今回のこのような国内、国外を問わないということは大変重要であると利用者からは思っています。やはりサービスも含めて、できるだけ例外をつくらないようにきちんと対応していただくということが、利用者のトラブルを防ぐことになると思いますし、安全安心に利用できるのではないかと思います。

競争も大事ですし、もちろんそれを否定はしません。競争の結果、私たちも大変便利なサービスを受けておりますけれども、やはり利用者からの視点とのバランスをとって、きちんと検討していく必要があるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。松村先生のご意見と、寺田さんのご意見との関係で申し上げます。

松村先生のご意見には全面的に賛成です。自主規制でなぜだめなのかということについては、それはきちんと検証が必要だと思っておりますし、むしろ自主規制ではだめというほうに立証責任があるのだらうというふうに思います。

いただいたコメントとの関係では、3-1、資料1の32ページです。「端末情報等を利用したプロファイリングや行動ターゲティングについては、拙速に法令による規制を行うべきではない」というご意見。

それから3-13、52ページです。これも行動ターゲティング等に関する規制は慎重に検討すべきということで、同じご趣旨の意見ですけれども、3-13のほうのご意見の一番下のパラグラフです、「例えば、行動ターゲティングなしでは、広告主は媒体や広告枠を個別に指定する形とならざるを得ない。すると、高い知名度やアクセス数を誇る媒体しか広告収入を得られなくなる」ということで、これは確かにそのとおりで、もう記事のコンテンツの価値だけでやるということです。枠の属性を全く考えない。そうすると、そうなるのだらうということで、これはごもっともだと思います。ただ、行動ターゲティング

なしで、行動ターゲティングを禁圧しようという話ではないと思うんです。やり方の問題だろうと思うんです。

ちょっと話はそれますけれども、行動ターゲティングの問題ではないのかもしれませんが、ひところ無理やりページビューをつくり出そうというキュレーションメディアみたいなことがあって、それに対する検索エンジンのSEO対策みたいなことが行われて、結局ここで書かれているようなオーセンティックな媒体しか検索結果に引っかからないみたいな状態は生じつつあるわけです。今の現状が媒体にとって本当に幸せな状態だとは、私は、今そちらの面からも思えないですし、他方で、2月の終わりに日経新聞で大々的に報道されましたけれども、大手媒体が外部にユーザーの閲覧情報を提供しているということが1面で報道されたかと思います。それはそういった形で報道されるからには、それは多くの人のために非常に意外なことであった、そして問題があるのではないか、そういう趣旨だったんだろうと思います。

なので、この問題を現状のままにしておいて自主規制にお任せしておいて、それで果たしていいのか、本当にそういうふうに見える状態ではないのではないかと私は思います。

先ほど、寺田さんからスマートフォンプライバシーイニシアティブのお話がありましたけれども、あれはスマートフォンのアプリについて外部に情報を転送するのであれば、それはプライバシーポリシーに書くべきだというガイドラインであったわけで、8年前につくられたものではなかったかと思いますが、アプリについては、そういったものがあったわけですが、今、普通のウェブサイトがどうなんだという話になっているわけです。それはどうなんでしょうか、自主規制にお任せしていたわけですが、ウェブサイトにおいて、その状態がよくなったというふうには思えないわけですし、また、さまざまなほかの追跡手段が発達してくる中で、果たしてこのまま自主規制にお任せしていいのかというふうには私は思います。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

生貝構成員。

【生貝構成員】 ありがとうございます。先ほどの観点から、2つほどなんですけれども、1つは、森先生と同じく、松村委員のご意見に完全に賛成でございます。

そしてやはり、キービジネスオペレーターは、自然状態では自主規制をするインセンティブというものは、一般的には存在しないというところ、そこに対していかに適切な自主

規制を行うためのインセンティブをしかるべく形で付与することを考えるのが共同規制と呼ばれる方法論そのものでございまして、そのためには、非常にたくさんの異なる方法がございます。非常にたくさんある中でも、例えば、オンライン媒介サービスのビジネスユーザーのための透明性と公正性促進規則案という、ヨーロッパで来月にも成立するいわゆるプラットフォーム規則案におきましては、透明性の確保に非常に強い力点を置く。分けてもプラットフォーム経済を監視する専門の組織、プラットフォーム経済監視委員会という組織までをつくってモニタリングを専門的、継続的に行っていく。といいますのも、透明性が重要であり、不透明というのは不公正の温床であるという理解の下、そして、正しく振る舞いを理解するためには、極めて技術的専門性が、技術的、専門的に高い能力が必要になるといったようなときに、例えばそういった向きも最近では国際的にも非常に重視されている点であるということが1点目でございます。

そして2点目に、寺田委員から言及のありました事業者様からご意見がないなというのは、どちらかという、私たちが想定していたのは、まさに利害企業の影響を受けるようなグローバルプラットフォームの事を申し上げていたのかなとは想像するんですけども、他方で、やはりおっしゃっていた中小企業、SMEのこういったルールをしっかりとコンプライアンスを無理なくしていけるための仕組みづくりは、これはソフトローの文脈でも極めて重要でございます。

例えば、GDPRの中でも、新しく導入されたサーティフィケーションのメカニズム、ないしは、Code of Conduct、Code of Practiceに関しましても、特に向こうのDPAは中小企業の実態に即したコンプライアンスを促すためのCode of Conductの重要性を再三強調しているところでございますし、さらにほかにも、少しこの中でも言及がございましたData Protection Officerという仕組み、あれはもともとは、どちらかという、比較的大きな組織を想定しているものだと思うのですが、やはりその組織の中に一定の訓練と専門性を持った人材を置くことによって、社内のルールも、まさしくソフトローというのも適正につくられ運用されていくだろうというようなこと、まさしくそのルールを内部化していく、そして今、ソフトローを、自主規制、共同規制といいますと、行政全体の、あるいは非常に大きなプラットフォームというところを念頭に議論しているところではございますけれども、寺田委員からご指摘のあった文脈でのソフトローの方法論というのも、これは同時に非常に検討しておく価値が高いと存じます。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

予定した時間を超過しておりますが、特にご意見がある方はおられますか。

では、山口構成員、お願いします。

【山口構成員】 手短に2点、今回のパブコメについて、そして、今後の進め方について、コメントを申し上げます。

第1点目は、パブコメについて、個別具体的な論点に関しては、既に構成員の皆様からの確なご指摘をたくさんいただいていますので、私からは、パブコメへのご意見——つまりはインプット——のいただき方という観点から、やや全般的なコメントを申し上げます。

まず、パブコメの〈内容〉について、多岐にわたる幅広い論点に貴重なご指摘をいただき、私が申し上げるのも僭越ですけれども、これはありがたいことと思います。

次に、ご意見をいただいた〈主体〉についても、今回、弁護士事務所、個人の方をはじめとするさまざまな方々からご意見をいただいたことは、今後の政策形成過程において歓迎すべき、良い方向性であると、私は思います。

さらに、本研究会での検討における直截な意味での関係主体と考えられる、グローバルな規模で事業を展開するいわゆるプラットフォーム事業者の方々から、その事業の実態に即したインプットを、もし今回は十分にいただくことができなかつたとすれば、今後、むしろ本研究会側から何ができるのかといった、インプットの方法に関する創意工夫をしていく必要があるかと思っています。

第2点目は、今後の本研究会における検討の進め方に関することです。当面のタイムスケジュールとしては、12月あたりに報告書をまとめるということで、今回はあくまでも「中間」報告書案ですので、まずは、これまでにいただいた、全てのご意見を考慮に入れて、今後の検討を進めていくことと理解しています。その上で、今後の具体的な進め方について、少し留意しておくべきことを申し上げます。

近年、さまざまな国や地域において、やはり本研究会と同様な論点が議論となり、そこで関連する重要な諸利益や諸価値が互いにぶつかり合うという状況が見受けられますので、複数の関係主体が知を尽くして競い合い、その結果として、ある時点では、政策や制度が何らかの方向に振れることもありえます。EUを例に挙げると、欧州議会の選挙が近づいていることもあり、特にテロリストの内容に対する規制といったことになると、ネット上のいわゆる中間媒介者の責任をめぐる従来の考え方を見直そうとする動きもあり、さらには、関連の規則案さえも出てきています。

そうした中で、今後の日本では、関連主体の方々からのインプットをむしろ本研究会側から働きかけてすくい上げることも考慮しつつ、事実やエビデンスに基づいてルールを明確化して、その理由を丁寧かつ説得的に説明していく、という取組みを引き続き進めることが、重要になると思います。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、時間も超過いたしましたので、議論はここまでとさせていただきます。

私から一言だけ申し上げますと、今までのご議論の中で、電気通信事業法の守備範囲、あるいは捉え方、個人情報保護法との関係につきまして、パブコメでもさまざまご意見をいただきました。また、行動ターゲティング広告のみならず、広い意味での利用者端末情報をそのような電気通信事業法の体系の中で守っていくことの必要性、他方で、そのような考え方、規律を社会において受け入れていただく、あるいはちゃんと認識していただくための、例えばガイドラインの一元化のような規律の具体的な在り方について、本日もさまざまご意見をいただいたところです。

また、トラストサービス、それからフェイクニュースに係る検討についても、今回のパブコメ、また本日の構成員のご意見も非常に有用な指摘をいただいたものと思っております。

また、本日のご議論の中でも、パブリックコメントという形でさまざまな主体からご意見をいただいたと同時に、今後の規律の在り方を含めて、前提となる事実関係や認識について、とりわけ海外プラットフォーム事業者の方との対話でありましたり、意見交換、情報交換の重要性についてご指摘がございましたけれども、これは日本社会や日本政府全体もそうですし、またこの研究会の運営においても、私も心したいと考えております。

いただいたご意見全体を踏まえまして、基本的には事務局がまとめていただきました提出された意見に対する本研究会の考え方及び中間報告書、これに大きな修正はないというふうに認識しておりますが、この案のとおり決定し、後日、公表することとさせていただきますと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

（「はい」の声あり）

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、総務省総合通信基盤局の秋本電気通信事業部長、それからサイバーセキュリティ統括官室の竹内統括官から、それぞれご挨拶をいただけれ

ばと思います。

【秋本電気通信事業部長】 事務局サイドから御礼を申し上げます。

宍戸座長をはじめ構成員の皆様方におかれましては、昨年の10月から本日に至るまで、7回にわたり、短期間のうちの精力的かつ専門的にご審議を重ねていただきまして、誠にありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

プラットフォームサービスにつきましては、未来都市会議をはじめ、現在、政府部内でさまざまな観点から検討が進んでおります。本研究会の本日の中間報告書も、その一翼を担うものとして、プラットフォームサービスにおける利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等を切り口としてご審議、取りまとめをいただいたということとなります。

本日取りまとめいただいた中間報告書は、この後、電気通信事業分野における競争ルール等の包括検証に係る特別委員会のほうにもお諮りしてまいります。本研究会自体は年末に向けてなおご審議をお願いしているところでございます。引き続き、ご協力、ご指導いただければと思っております。本日はありがとうございました。

【竹内サイバーセキュリティ統括官】 サイバーセキュリティ統括官の竹内でございます。

本当に構成員の皆様には、7回にわたり大変精力的なご議論を賜りまして、本日、中間報告書としてお取りまとめいただいたことに、心から感謝を申し上げます。

トラストサービスにつきましては、特にサイバー空間での自由な情報流通を支える本場に信頼性の基盤として必要なものと私どもも考えております。ワーキンググループでは、これまで4回にわたりご議論をいただいております。タイムスタンプや署名のリモート認証、あるいは、eデリバリー、eシールといったサービスについて、ニーズや課題について具体的な深掘りをしていただいております。先ほど、手塚構成員からもご紹介ありましたように、今後、制度の在り方も含めて、さらに検討を深めていただき、夏ごろを目途に中間報告ということでお取りまとめいただくご予定と承知しております。引き続き、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

中間報告書が無事取りまとまったということで、座長たる私からも、構成員の皆様、それから事務局の皆様には厚く御礼を申し上げますとともに、まだまだこれからだぞということで、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

その他、事務局から連絡事項がございましたら、お願いいたします。

【岡本消費者行政第二課企画官】 次回会場につきましては、別途、事務局からご案内をいたします。

事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

これにて本日予定された議事は全て終了となります。

以上をもちまして、「プラットフォームサービスに関する研究会」第7回会合を終了とさせていただきます。お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。